

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市役所本庁舎8階防火シャッター修繕

2 契約の相手方

株式会社鈴木シャッター

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の8階に設置している防火シャッターにおいて開閉装置が破損しているため、装置の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のシャッターは、株式会社鈴木シャッターがメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため上記業者を特名として、契約の相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点（概算契約）の買入れ

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点は、行政課において、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務の遂行に必要な参考書籍である。

これらの書籍は、判例の解説や傾向、法改正の動向など法務事務を遂行する上で重要なものであり、特殊な書籍であるため、一般書店では通常取扱いがないものである。行政課の事務を円滑に進めるうえでは、法律関係の情報や知識を遅滞なく入手することは不可欠であり、できるだけ当該書籍を安定的にかつ迅速に入手することが望ましいと考える。

したがって、契約相手方である株式会社ぎょうせいが出版元であり、他者が販売していない書籍であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する（大阪市随意契約ガイドライン P15 「G8」参照）。

さらに、今回契約する物品は、加除式書籍の追録の購入であり、膨大な量の差し替えを要するところ、出版元の株式会社ぎょうせいより直接購入すれば、差し替えを無料で行うことができる。

以上の点を考慮し、行政判例集成行政法総則編ほか 14 点の購入は、株式会社ぎょうせいとの特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市役所本庁舎排水管緊急修繕

2 契約の相手方

株式会社西原衛生工業所

3 随意契約理由

本庁舎地下1階の執務室天井内に設置している排水管より漏水が発生し、関連する1階から地下4階までのトイレが使用できなくなっているため、緊急に修繕を行うものである。

本庁舎の給排水衛生設備において工事实績があることから本設備を熟知しており、即時対応が可能な上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）